

(お知らせ)

令和5年11月21日
内閣官房

1. 本日、北朝鮮より11月22日0時～12月1日0時(日本時間)の間に衛星を打ち上げるとして、通報があった。
2. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ① 関係省庁間で協力し情報収集・分析に万全を期し、国民に対して、適切に情報提供を行うこと
 - ② 米国や韓国等関係諸国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く中止を求めること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢を取ることの3点について指示があった。
3. 政府においては、本日、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、関係省庁会議を開催し、対応について確認を行った。また、防衛省・自衛隊においては、防衛大臣からの破壊措置命令に基づき、所要の態勢を構築しているところである。
4. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、衛星打ち上げを目的とするものであったとしても、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も禁止としている、関連する国連安保理決議に違反するものである。
5. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き情報の収集・分析及び警戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。